

令和2年9月30日

教育委員会定例會議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第60号 臨時代理の承認を求めることについて
- 議第61号 草津市教育委員会の所管に属する職員の休職発令につき議決を求めることについて
- 議第62号 草津市立図書館管理規則等の一部を改正する規則案
- 議第63号 令和元年度における教育に関する事務および執行状況の点検および評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出し、ならびに公表するにつき議決を求めることについて

議第 60 号

臨時代理の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 30 日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

臨時代理の承認を求めるについて

本教育委員会は、所属職員の人事異動を行うに当たり、委員会を招集する時間的余裕がなかったので、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定により教育長が臨時に代理したため、委員会に報告し、その承認を求める。

草津市教育委員会の所管に属する職員の人事異動について

草津市教育委員会の所管に属する職員の人事異動を行うに当たり、教育委員会の會議を招集する時間的余裕がないことから、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、次のとおり臨時に代理する。

記

1 内容

新 任	現 任	氏 名
○課長補佐級 教育委員会事務局スポーツ大会 推進室室長補佐	総合政策部特別定額給付金 推進室室長補佐兼教育委員会事務局スポーツ大会推進室室長補佐	力石 知行

2 発令日 令和2年9月1日

令和2年9月1日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

議第62号

草津市立図書館管理規則等の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和2年9月30日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市立図書館管理規則等の一部を改正する規則

(草津市立図書館管理規則の一部改正)

第1条 草津市立図書館管理規則(昭和58年草津市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第11条中「もつて」を「もって」に改める。

第16条第1項中「かつた」を「かった」に改める。

第20条第2項中「あつた」を「あった」に改める。

第23条の見出しを「図書館資料の受託」に改める。

別記様式第3号に次のように加える。

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

2 市は、条例第6条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第4号に次のように加える。

(裏面)

1 使用許可の取消し等

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

- (1) 法令の規定に違反して使用しようとしたとき、または使用したとき。
- (2) 使用のための手続きに違反したとき。
- (3) 使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。
- (4) 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。
- (5) 災害その他公益上必要が生じたとき。
- (6) その他教育委員会が使用を不適当と認めるとき。

2 使用料の返還

次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。

- (1) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき 全額
- (2) 図書館の管理上の都合により施設を使用できないとき 全額

(3) 条例第4条の規定により会議室等の使用を許可された者が、使用日の4日前の日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 全額

(4) 条例第4条の規定により会議室等の使用を許可された者が、使用日の3日前の日から前日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 5割相当額

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に還付する必要があると認めるとき 市長が定める額

3 損害賠償

(1) 使用者は、草津市立図書館の設備等を汚損し、破損し、または滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。

(2) 市は、条例第6条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

(草津市立草津アミカホール条例施行規則の一部改正)

第2条 草津市立草津アミカホール条例施行規則（平成4年草津市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「第5条」を「第4条」に改め、同様式に次のように加える。

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

2 市は、条例第7条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第2号中

「⑥ 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があつたとき。」

を

「⑥ 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があつたとき。」

⑦ 災害その他公益上必要が生じたとき。

に、「天災、地変等により」を「災害その他公益上必要があり」に改め、「市は、」の右に「条例第7条の規定による」を加え、「責め」を「責」に改める。

(草津市立草津クレアホール条例施行規則の一部改正)

第3条 草津市立草津クレアホール条例施行規則（平成26年草津市教育委員会規則第15号）の

一部を次のように改正する。

別記様式第1号に次のように加える。

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

2 市は、条例第8条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被つた損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第2号中「責任者氏名 印」を「責任者氏名 様」に、

「⑥ 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があつたとき。」

を

「⑥ 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があつたとき。」

⑦ 災害その他公益上必要が生じたとき。」

に、「天災、地変等により」を「災害その他公益上必要があり」に改め、「市は、」の右に「条例第8条の規定による」を加え、「責め」を「責」に改める。

(草津市立教育集会所設置条例施行規則の一部改正)

第4条 草津市立教育集会所設置条例施行規則(昭和47年草津市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号に次のように加える。

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

2 市は、条例第13条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被つた損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第2号に次のように加える。

(裏面)

1 使用許可の取消し等

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

(1) 法令の規定に違反して使用しようとしたとき、または使用したとき。

- (2) 使用のための手続きに違反したとき。
- (3) 使用中において著しく秩序を乱す行為があつたとき。
- (4) 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があつたとき。
- (5) 災害その他公益上必要が生じたとき。
- (6) その他教育委員会が使用を不適当と認めるとき。

2 使用料の返還

次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。

- (1) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき 全額
- (2) 教育集会所の管理上の都合により施設を使用できないとき 全額
- (3) 条例第8条の規定により使用を許可された者が、使用日の4日前の日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 全額
- (4) 条例第8条の規定により使用を許可された者が、使用日の3日前の日から使用日の前日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 5割相当額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に還付する必要があると認めるとき 市長が定める額

3 損害賠償

- (1) 使用者が、草津市立教育集会所の設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは、原状に回復し、またはそれによつて生じた損害について賠償していただきます。
- (2) 市は、条例第13条の規定による使用許可の取消し等によつて使用者が被つた損害について、賠償の責を負いません。

(草津市立社会体育施設条例施行規則の一部改正)

第5条 草津市立社会体育施設条例施行規則（昭和56年草津市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号に次のように加える。

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

2 市は、条例第7条の規定による使用許可の取消し等によつて使用者が被つた損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第2号中

「(使用時間)

施設の使用時間の終期については、終了の報告を終えた時とする。

(使用料の還付)

原則として既納の使用料は還付しません。ただし、使用者が使用日の2月前までにその使用を中止する旨の申し出を行ったときは、既納の使用料の7割に相当する額を、7日前までにその使用を中止する旨の申し出を行ったときは、既納の使用料の5割に相当する額を還付する。」を

「(使用時間)

施設の使用時間の終期については、終了の報告を終えた時とする。

(使用許可の取消し等)

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

- (1) 法令の規定に違反して使用しようとしたとき、または使用したとき。
- (2) 使用のための手続きに違反したとき。
- (3) 使用中において著しく秩序を乱す行為があつたとき。
- (4) 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があつたとき。
- (5) 災害その他公益上必要が生じたとき。
- (6) その他教育委員会が使用を不適当と認めるとき。

(使用料の返還)

原則として既納の使用料は返還しません。ただし、次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。

- (1) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき 全額
- (2) 草津市社会体育施設の管理上の都合により施設を使用できないとき 全額
- (3) 体育施設の使用を許可された者（以下「使用者」という。）が、使用日の2月前の日の翌日から7日前までにその使用を中止する旨の申し出を行った場合 5割相当額
- (4) 使用者が、使用日の2月前から8日前までにその使用を中止する旨の申し出を行った場合 7割相当額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に使用料を還付する必要があると認めた場合 市長

が定める額

(損害賠償)

(1) 使用者が、使用中に体育施設その他付帯設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは原状に回復し、またはそれによつて生じた損害について賠償していただきます。

(2) 市は、条例第7条の規定による使用許可の取消し等によつて使用者が被つた損害について、賠償の責を負いません。

に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による関係規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

草津市立図書館管理規則等の一部を改正する規則 草津市立図書館管理規則の一部改正(第1条関係) 新旧対照表

新規則	旧規則
第1条～第10条 (略) (損害の弁償)	第1条～第10条 (略) (損害の弁償)
第11条 利用者が図書館資料または図書館の設備、器具等を著しく汚損もしくは亡失したときは、現品または相当の代価をもつて弁償しなければならない。	第11条 利用者が図書館資料または図書館の設備、器具等を著しく汚損もしくは亡失したときは、現品または相当の代価をもつて弁償しなければならない。
第12条～第15条 (略) (図書館資料の返納)	第12条～第15条 (略) (図書館資料の返納)
第16条 図書館資料を返納期間内に返納しなかつた者に対し、館長は、状況により一定期間図書館資料の利用を禁止することができる。	第16条 図書館資料を返納期間内に返納しなかつた者に対し、館長は、状況により一定期間図書館資料の利用を禁止することができる。
2 (略)	2 (略)
第17条～第19条 (略) (会議室等の使用手続き)	第17条～第19条 (略) (会議室等の使用手続き)
第20条 (略)	第20条 (略)
2 前項の申請書の提出があつたときは、教育委員会は、その内容を審査し、支障がないと認めるとときは、草津市立図書館会議室等使用許可書(別記様式第4号)を交付するものとする。この場合において、教育委員会が施設等の管理上必要があると認めるとときは、許可に条件を付することができる。	2 前項の申請書の提出があつたときは、教育委員会は、その内容を審査し、支障がないと認めるとときは、草津市立図書館会議室等使用許可書(別記様式第4号)を交付するものとする。この場合において、教育委員会が施設等の管理上必要があると認めるとときは、許可に条件を付することができる。
3 (略)	3 (略)
第21条～第22条 (略) (図書館資料の受託)	第21条～第22条 (略) (図書館資料の受託)
第23条 (略)	第23条 (略)
第24条 (略)	第24条 (略)
2 別記様式第1号～別記様式第2号 (略) 別記様式第3号(第20条第1項関係)	2 別記様式第1号～別記様式第2号 (略) 別記様式第3号(第20条第1項関係)
年度 第 号	年度 第 号
草津市立図書館会議室等使用許可申請書	草津市立図書館会議室等使用許可申請書
年 月 日	年 月 日
草津市教育委員会 様 (ふりがな)	草津市教育委員会 様 (ふりがな)
現場責任者 所	現場責任者 所

草津市立図書館管理規則の一部改正（第1条関係）
新旧対照表

新規則（案）		旧規則	
申請者 (ふりがな) 団体名	電話 (携帯電話)	申請者 (ふりがな) 団体名	電話 (携帯電話)
草津市立図書館会議室等を使用したいので、次のとおり申請します。 なお、使用に際しては、草津市立図書館設置条例、草津市立図書館管理規則および係員の指示に従います。		草津市立図書館会議室等を使用したいので、次のとおり申請します。 なお、使用に際しては、草津市立図書館設置条例、草津市立図書館管理規則および係員の指示に従います。	
使用目的	年月日時	年月日時	年月日時
使用日時	年月日時	年月日時	年月日時
展示期間	年月日時	年月日時	年月日時
使用施設	会議室1・会議室2・大会議室()	会議室1・会議室2・大会議室()	会議室1・会議室2・大会議室()
施設等	付属設備	付属設備	備考
午前 円×	回=	展示パネル	午前 円×回=
午後 円×	回=	長机	午後 円×回=
全日 円×	回=	イス	全日 円×回=
使用料 市外加算料等	円	その他	市外加算料等 円
計	円		計 円
備考：	合計 円		合計 円
減免額 円	差引 円		差引 円

草津市立図書館管理規則等の一部を改正する規則
草津市立図書館管理規則の一部改正(第1条関係) 新旧対照表

新規則(案)	旧規則
草津市立図書館会議室等使用料の徴収等に関する規則第2条第1項第号に該当	草津市立図書館会議室等使用料の徴収等に関する規則第2条第1項第号に該当
注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。 2 市は、条例第6条の規定による使用許可の取消し等によつて使用者が被つた損害について、賠償の責を負いません。	
別記様式第4号(第20条第2項関係)	
草津市立図書館会議室等使用許可書 年 月 日 住 所 _____ 団体名 _____ 代表者名 様 _____	草津市立図書館会議室等使用許可書 年 月 日 住 所 _____ 団体名 _____ 代表者名 様 _____
草津市教育委員会 草津市立図書館会議室等の使用については、次のとおり許可します。	
使用目的	使用人
使用日時 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	使用人數 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
展示期間 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	展示期間 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用施設・会議室1・会議室2・大会議室	使用施設・会議室1・会議室2・大会議室
使用料 施設等 付 属 設備	使用料 施設等 付 属 設備
草津市教育委員会 草津市立図書館会議室等の使用については、次のとおり許可します。	
使用目的	使用人
使用日時 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	使用人數 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
展示期間 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	展示期間 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用施設・会議室1・会議室2・大会議室	使用施設・会議室1・会議室2・大会議室
使用料 施設等 付 属 設備	使用料 施設等 付 属 設備

草津市立図書館管理規則等の一部を改正する規則
草津市立図書館管理規則の一部改正（第1条関係）新旧対照表

新規則(案)				旧規則			
午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
円×回	円×回	展示パネル	展示パネル	円×	円×	回=	回=
長机	脚机	脚机	脚机	長机	脚机	展示パネル	展示パネル
イス	ス	ス	ス	イス	ス	机	机
その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他
合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計
減免額	差引	減免額	差引	減免額	差引	合計	合計
円	円	円	円	円	円	円	円
草津市立図書館会議室等使用料の 徴収等に関する規則第2条第1項 第号に該当	許可番号 第号	草津市立図書館会議室等使用料の 徴収等に関する規則第2条第1項 第号に該当	許可番号 第号	草津市立図書館会議室等使用料の 徴収等に関する規則第2条第1項 第号に該当	許可番号 第号	許可番号 第号	許可番号 第号
使用条件	遵守事項を必ず守ること。	遵守事項を必ず守ること。	遵守事項を必ず守ること。	遵守事項を必ず守ること。	遵守事項を必ず守ること。	遵守事項を必ず守ること。	遵守事項を必ず守ること。

(裏面)

- 1 使用許可の取消し等
- 次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができます。
- (1) 法令の規定に違反して使用しようとしたとき。
 - (2) 使用のための手続きに違反したとき。
 - (3) 使用中において著しく秩序を乱す行為があつたとき。
 - (4) 使用に関する指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があつたとき。
 - (5) 災害その他の公益上必要が生じたとき。
 - (6) その他教育委員会が使用を不適当と認めるとき。

- 2 使用料の返還
- 次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部

草津市立図書館管理規則等の一部を改正する規則
草津市立図書館管理規則の一部改正（第1条関係） 新旧対照表

新規則(案)	旧規則
を返還します。	
(1) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき 全額	
(2) 図書館の管理上の都合により施設を使用できないとき 全額	
(3) 条例第4条の規定により会議室等の使用を許可された者が、使用日の4日前の日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 全額	
(4) 条例第4条の規定により会議室等の使用を許可された者が、使用日の3日前の日から前日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 5割相当額	
(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に還付する必要があると認めるとき 市長が定める額	
損害賠償	
(1) 使用者は、草津市立図書館の設備等を汚損し、破損し、または滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。	
(2) 市は、条例第6条の規定による使用許可の取消し等によつて使用者が被つた損害について、賠償の責を負いません。	

草津市立図書館管理規則等の一部を改正する規則
草津市立草津アミカホール条例施行規則の一部改正（第2条関係）

新旧対照表

新規則（案）	旧規則		
第1条～第10条（略） 別記様式第1号（第4条第1項関係） 草津市立草津アミカホール使用許可申請書 許可No. 年月日	第1条～第10条（略） 別記様式第1号（第4条第1項関係） 草津市立草津アミカホール使用許可申請書 許可No. 年月日		
様	様		
使用団体名 住所 責任者氏名 電話番号 印	使用団体名 住所 責任者氏名 電話番号 印		
草津市立草津アミカホール条例施行規則第4条第1項により使用の許可を申請します。	草津市立草津アミカホール条例施行規則第5条第1項により使用の許可を申請します。		
使用日	年月日（）	使用日	年月日（）
使用施設	使用時間	※施設使用料	※備考
ホール	時 分から 時 分まで	円	
リハーサル室			
文化教室1			
文化教室2			
研修室			
合計		円	
使用目的	使用目的、内容を詳しくお書きください。 ・文化芸術に関する事業 ・その他（ ）	使用目的	使用目的、内容を詳しくお書きください。 ・文化芸術に関する事業 ・その他（ ）

草津市立図書館管理規則等の一部を改正する規則
草津市立草津アミカホール条例施行規則の一部改正（第2条関係）

新旧対照表

新規則(案)		旧規則		新旧対照表	
内容	内容	内容	内容	規則	規則
催し物の名称		催し物の名称			
入場料等の有無	有・無	左欄の金額	円	使用人数	人
※欄は、記入しないでください。					
注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができます。					
2 市は、条例第7条の規定による使用許可の取消し等によつて使用者が被つた損害について、賠償の責を負いません。					
別記様式第2号（第4条第3項関係）		草津市立草津アミカホール使用許可書		別記様式第2号（第4条第3項関係）	
使用団体名	所	使用団体名	所	使用団体名	所
住	責任者氏名	住	責任者氏名	住	責任者氏名
様		様		様	
印		印		印	
次のとおり使用を許可します。		次のとおり使用を許可します。		次のとおり使用を許可します。	
使 用 日	年 月 日 ()	使 用 日	年 月 日 ()	使 用 日	年 月 日 ()
使 用 施 設	使 用 時 間	※施設使用料	※備考	使 用 施 設	使 用 時 間
ホ ー ル	時 分から 時 分まで			ホ ー ル	時 分から 時 分まで
リハーサル室				リハーサル室	

草津市立図書館管理規則等の一部を改正する規則
草津市立草津アミカホール条例施行規則の一部改正（第2条関係）

新旧対照表

新規則（案）		旧規則	
文化教室 1		文化教室 1	
文化教室 2		文化教室 2	
研修室		研修室	
合計	合計		
使用目的	目的 ・文化芸術に関する事業 ・その他（ ） 内容	使用目的 ・文化芸術に関する事業 ・その他（ ） 内容	目的 ・文化芸術に関する事業 ・その他（ ） 内容
催し物の名称		催し物の名称	
入場料等の有無	有・無	左欄の金額	円
特記事項		特記事項	

(裏面)

- 1 使用許可の取消し等
・ 次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。
① 草津市立草津アミカホール条例（以下「条例」とする。）またはこの条例に基づく規則に違反して使用しようとしたとき。
② 許可の条件に違反したとき。
③ 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
④ その他の教育委員会が使用を不適当と認めるとき。
⑤ 使用中において著しく秩序を乱す行為があつたとき。
⑥ 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があつたとき。
- 1 使用許可の取消し等
・ 次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。
① 「条例」とする。）またはこの条例に基づく規則に違反して使用しようとしたとき。
② 許可の条件に違反したとき。
③ 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
④ その他の教育委員会が使用を不適当と認めるとき。
⑤ 使用中において著しく秩序を乱す行為があつたとき。
⑥ 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があつたとき。

草津市立図書館管理規則等の一部を改正する規則
草津市立草津アミカホール条例施行規則の一部改正（第2条関係）

新規則	旧規則	新旧対照表
⑦ 災害その他公益上必要が生じたとき。		
<p>2 使用料の返還</p> <p>次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。</p> <p>① 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき。 ② 草津市立草津アミカホール（以下「アミカホール」とする）の管理上の都合により施設を使用できません。 ③ 条例第6条の規定によりホール、リハーサル室および楽屋（和室・洋室）の使用を取り消された者が、使用日の3月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。 ④ 条例第6条の規定により文化教室（1・2）および研修室の使用を許可された者が、使用日の2月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。 ⑤ 条例第6条の規定により文化教室（1・2）および研修室の使用を許可された者が、使用日の2月前から7日前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。 ⑥ 市長が定める額</p> <p>3 損害賠償</p> <p>① 使用者が、アミカホールの設備等を汚損し、破損し、または滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。 ② 市は、条例第7条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責めを負いません。</p>	<p>2 使用料の返還</p> <p>次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。</p> <p>① 天災、地変等により施設を使用できないとき。 ② 草津市立草津アミカホール（以下「アミカホール」とする）の管理上の都合により施設を使用できません。 ③ 条例第6条の規定によりホール、リハーサル室および楽屋（和室・洋室）の使用を取り消された者が、使用日の3月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。 ④ 条例第6条の規定により文化教室（1・2）および研修室の使用を許可された者が、使用日の2月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。 ⑤ 条例第6条の規定により文化教室（1・2）および研修室の使用を許可された者が、使用日の2月前から7日前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。 ⑥ 市長が定める額</p> <p>3 損害賠償</p> <p>① 使用者が、アミカホールの設備等を汚損し、破損し、または滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。 ② 市は、使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責めを負いません。</p>	

草津市立図書館管理規則等の一部を改正する規則
草津市立草津クレアホール条例施行規則の一部改正（第3条関係）

新旧対照表

新規則(案)	旧規則
第1条～第10条(略) 別記様式第1号(第4条第1項関係)	第1条～第10条(略) 別記様式第1号(第4条第1項関係)
草津市立草津クレアホール使用許可申請書	
許可No.	許可No.
年月日	年月日
様	様
使用団体名 住所 責任者氏名 電話番号	使用団体名 住所 責任者氏名 電話番号
草津市立草津クレアホール条例施行規則第4条第1項により使用の許可を申請します。	
使用日	年月日()
使用施設	使用時間
ホール	時 分から 時 分まで
リハーサル室	
練習室1	
練習室2	
和室	
展示ホール	
活動室	
合計	円
使用日	年月日()
使用施設	使用時間
ホール	時 分から 時 分まで
リハーサル室	
練習室1	
練習室2	
和室	
展示ホール	
活動室	
合計	円

草津市立図書館管理規則等の一部を改正する規則
草津市立草津クレアホール条例施行規則の一部改正（第3条関係）

新旧対照表

使 用 目 的	規 則 (案)	使 用 目 的	規 則
内容	内容	内容	内容
催し物の名称		催し物の名称	
入場料等の有無	有・無	左欄の金額	円
		使用人数	人

※欄は、記入しないでください。

注 1 災害その他の公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、ま

たは使用を停止し、もしくは制限することがあります。

2 市は、条例第8条の規定による使用許可の取消し等によつて使用者が被つた損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第2号（第4条第3項関係）

草津市立草津クレアホール使用許可書			
許可No.	年	月	日
使用団体名	印		
住 所			
責任者氏名	印		
次のとおり使用を許可します。			
使 用 日	年	月	日 ()
使 用 施 設	使 用 時 間	使 用 時 間	※備考
ホ ー ル	時 分から 時 分まで	時 分まで	円 円

草津市立図書館管理規則等の一部を改正する規則
草津市立草津クレアホール条例施行規則の一部改正（第3条関係）

新規則（案）		旧規則		新旧対照表	
リハーサル室		リハーサル室			
練習室1		練習室1			
練習室2		練習室2			
和室		和室			
展示ホール		展示ホール			
活動室		活動室			
合計	円	合計	円		
使用目的	目的	使用目的	目的		
	内容		内容		
催し物の名称		催し物の名称			
入場料等の有無	有・無	左欄の金額	円	使用人數	人
特記事項					

(裏面)

- 1 使用許可の取消し等
 - 1 次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。
 - ① 条例またはこの条例に基づく規則に違反して使用しようとしたときは、使用したときは使用したとき。
 - ② 許可の条件に違反したとき。
 - ③ 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
 - ④ 偽りその他教育委員会が使用を不適当と認めたとき。
 - ⑤ 使用中において著しく秩序を乱す行為があつたとき。
 - ⑥ 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事

草津市立図書館管理規則等の一部を改正する規則

草津市立草津クレアホール条例施行規則の一部改正（第3条関係）

新規則（案）

⑦ 災害その他公益上必要が生じたとき。

2 使用料の返還

- ・ 次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。
 - ① 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき。 全額
 - ② クレアホールの管理上の都合により施設を使用できないとき。 全額
 - ③ 条例第6条の規定によりホール、リハーサル室およびこれらとともに使用する施設の使用を許可された者が、使用日の3月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。 5割相当額
 - ④ 条例第6条の規定により和室、練習室、展示ホールおよび活動室の使用を許可された者が、使用日の2月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。 7割相当額
 - ⑤ 条例第6条の規定により和室、練習室、展示ホールおよび活動室の使用を許可された者が、使用日の2月前の日から7日前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。 5割相当額
 - ⑥ 市長が特に還付する必要があると認めると認めるとき。 市長が定める額

新規則（案）	旧規則	項目に違反する行為があつたとき。
⑦ 災害その他公益上必要が生じたとき。	2 使用料の返還	・ 次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。 <ul style="list-style-type: none"> ① 天災、地変等により施設を使用できないとき。 全額 ② クレアホールの管理上の都合により施設を使用できないとき。 全額 ③ 条例第6条の規定によりホール、リハーサル室およびこれらとともに使用する施設の使用を許可された者が、使用日の3月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。 5割相当額 ④ 条例第6条の規定により和室、練習室、展示ホールおよび活動室の使用を許可された者が、使用日の2月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。 7割相当額 ⑤ 条例第6条の規定により和室、練習室、展示ホールおよび活動室の使用を許可された者が、使用日の2月前の日から7日前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。 5割相当額 ⑥ 市長が特に還付する必要があると認めると認めるとき。 市長が定める額

新規則（案）	旧規則	項目に違反する行為があつたとき。
⑦ 災害その他公益上必要が生じたとき。	2 使用料の返還	・ 次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。 <ul style="list-style-type: none"> ① 天災、地変等により施設を使用できないとき。 全額 ② クレアホールの管理上の都合により施設を使用できないとき。 全額 ③ 条例第6条の規定によりホール、リハーサル室およびこれらとともに使用する施設の使用を許可された者が、使用日の3月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。 5割相当額 ④ 条例第6条の規定により和室、練習室、展示ホールおよび活動室の使用を許可された者が、使用日の2月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。 7割相当額 ⑤ 条例第6条の規定により和室、練習室、展示ホールおよび活動室の使用を許可された者が、使用日の2月前の日から7日前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。 5割相当額 ⑥ 市長が特に還付する必要があると認めると認めるとき。 市長が定める額

新規則（案）	旧規則	項目に違反する行為があつたとき。
⑦ 災害その他公益上必要が生じたとき。	3 損害賠償	① 使用者は、使用に際し、クレアホールの設備等を汚損し、破損し、または滅失したときは、原状に回復し、またはそれによつて生じた損害について賠償していただきます。 ② 市は、条例第8条の規定による使用許可の取消し等によつて使用者が被つた損害について、賠償の責を負いません。

草津市立図書館管理規則等の一部を改正する規則

草津市立教育集会所設置条例施行規則の一部改正(第4条関係) 新旧対照表

新規則(案)	新規則(略)	第1条～第15条(略)	第1条～第15条(略)
住 所	住 所	草津市立教育集会所使用許可申請書	草津市立教育集会所使用許可申請書
団体名	団体名	別記様式第1号(第10条第1項関係)	別記様式第1号(第10条第1項関係)
代表者氏名	代表者氏名	月 日	月 日
電話	電話	一	一
草津市立教育集会所を使用したいので、下記のとおり申請します。			
使用目的	使用目的	使用目的	使用目的
使用日時	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	時 分から	時 分まで	時 分まで
使用施設 ○で囲んでください。	西一教育集会所・新田教育集会所・橋岡教育集会所・芦浦教育集会所 会議室(40m ² 以下のもの) 西一〔学習室A・学習室B・図書室〕 新田〔第1学習室・別館図書室〕 橋岡〔学習室・図書室〕芦浦〔学習室・和室・図書室〕 会議室(40m ² を超えるもの) 新田〔第2学習室・別館学習室3・別館学習室4 別館学習室5・別館学習室6・和室〕 会議室(80m ² を超えるもの) 西一〔集会室〕新田〔大会議室〕橋岡〔大会議室〕 調理室 芦浦〔調理室〕	西一教育集会所・新田教育集会所・橋岡教育集会所・芦浦教育集会所 会議室(40m ² 以下のもの) 西一〔学習室A・学習室B・図書室〕 新田〔第1学習室・別館図書室〕 橋岡〔学習室・図書室〕芦浦〔学習室・和室・図書室〕 会議室(40m ² を超えるもの) 新田〔第2学習室・別館学習室3・別館学習室4 別館学習室5・別館学習室6・和室〕 会議室(80m ² を超えるもの) 西一〔集会室〕新田〔大会議室〕橋岡〔大会議室〕 調理室 芦浦〔調理室〕	西一教育集会所・新田教育集会所・橋岡教育集会所・芦浦教育集会所 会議室(40m ² 以下のもの) 西一〔学習室A・学習室B・図書室〕 新田〔第1学習室・別館図書室〕 橋岡〔学習室・図書室〕芦浦〔学習室・和室・図書室〕 会議室(40m ² を超えるもの) 新田〔第2学習室・別館学習室3・別館学習室4 別館学習室5・別館学習室6・和室〕 会議室(80m ² を超えるもの) 西一〔集会室〕新田〔大会議室〕橋岡〔大会議室〕 調理室 芦浦〔調理室〕
使用人數 人	使用人數 人	使用人數 人	使用人數 人
使用者 者	住所 氏名	住所 氏名	電話番号
使用者 者	住所 氏名	住所 氏名	電話番号

草津市立図書館管理規則等の一部を改正する規則

草津市立教育集会所設置条例施行規則の一部改正（第4条関係） 新旧対照表

新規則（案）	旧規則
<p>注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消します。</p> <p>2 市は、条例第13条の規定による使用許可の取消し等によつて使用者が被つた損害について、賠償の責を負いません。</p>	
別記様式第2号（第10条第2項関係） 草津市立教育集会所使用許可書	別記様式第2号（第10条第2項関係） 草津市立教育集会所使用許可書
許可番号	許可番号
(申請者)住所 団体名 代表者氏名	(申請者)住所 団体名 代表者氏名
年月日 付けて申請のありました草津市立教育集会所の使用について、下記のとおり許可します。	年月日 付けて申請のありました草津市立教育集会所の使用について、下記のとおり許可します。
使用目的 使用日時 使用施設 ○で囲んでください。	使用目的 使用日時 使用人數 人 ○で囲んでください。 西一〔学習室A・学習室B・図書室〕 新田〔第1学習室・別館図書室〕 橋岡〔学習室・図書室〕芦浦〔学習室・和室・図書室〕 会議室〔40m ² 以下のもの〕 西一〔学習室A・学習室B・図書室〕 新田〔第2学習室・別館学習室3・別館学習室4 別館学習室5・別館学習室6・和室〕 会議室〔80m ² を超えるもの〕 西一〔集会室〕新田〔大会議室〕橋岡〔大会議室〕 調理室

草津市立図書館管理規則等の一部を改正する規則

草津市立教育集会所設置条例施行規則の一部改正(第4条関係) 新旧対照表

新規則(案)		旧規則	
使用者	住所 氏名	使用者	住所 氏名
	電話番号		電話番号

(裏面)

1 使用許可の取消し等

次のいづれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができます。

- (1) 法令の規定に違反して使用しようとしたときは、または使用したとき。
- (2) 使用のための手続きに違反したとき。
- (3) 使用中において著しく秩序を乱す行為があつたとき。
- (4) 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があつたとき。
- (5) 災害その他公益上必要が生じたとき。
- (6) その他教育委員会が使用を不適当と認めたとき。

2 使用料の返還

次のいづれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。

- (1) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき 全額
- (2) 教育集会所の管理上の都合により施設を使用できないとき 額

(3) 条例第8条の規定により使用を許可された者が、使用日の4日前の日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 全額

(4) 条例第8条の規定により使用を許可された者が、使用日の3日前から使用日の前日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 5割相当額

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に還付する必要があると認めるとき 市長が定める額

3 損害賠償

- (1) 使用者が、草津市立教育集会所の設備等を汚損し、破損し、も

草津市立図書館管理規則等の一部を改正する規則

草津市立教育集会所設置条例施行規則の一部改正（第4条関係）

新規則（案）	旧規則
<p>しくは滅失したときは、原状に回復し、またはそれによつて生じた損害について賠償していただきます。</p> <p>(2) 市は、条例第13条の規定による使用許可の取消し等によつて使用者が被つた損害について、賠償の責を負いません。</p>	

草津市立図書館管理規則等の一部を改正する規則

草津市立社会体育施設条例施行規則の一部改正(第5条関係)

新旧対照表

新規則(案)				旧規則			
冷暖房使用料	時	分から	時まで	冷暖房使用料	時	分から	時まで
内容	単位	金額	円	内容	単位	金額	円
放送設備			円	放送設備			円
付属設備			円	付属設備			円
			円				円
			円				円
特別装置	内容	内 容	円 × 0.3	特別装置	内 容	内 容	円 × 0.3

- 注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。
- 2 市は、条例第7条の規定による使用許可の取消し等によつて使用者が被つた損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第2号(第7条第3項関係)

草津市立社会体育施設使用許可書
印
団体名
代表者名
施設の使用については、次により許可します。
年 月 日

草津市立社会体育施設使用許可書
印
団体名
代表者名
施設の使用については、次により許可します。
年 月 日

施設名	総合体育館・野村グラウンド・野村テニスコート・ふれあい運動場・ふれあい体育館・武道館・三ツ池運動公園								会議室(1) (2) 研修室 トレーニング 室									
	A	B	C	D	E	F	G	H		I	J	K	L	M	N	O	P	
使用施設	アリナ	1／ 2 全	A B C D E F G H I J K L M N O P															
使用区分	専用使用・個人使用	専用使用・個人使用	専用使用・個人使用	専用使用・個人使用	専用使用・個人使用	専用使用・個人使用	専用使用・個人使用	専用使用・個人使用	使用区分	専用使用・個人使用								

草津市立図書館管理規則等の一部を改正する規則
平成二十一年六月二十一日施行規則の施行

新旧対照表 草津市立社会体育施設条例施行規則の一部改正（第5条関係）

(裏面)

(面裏)

草津市立社会体育施設遵守事項
会場内へ觀覧等の目的で入場する

裏面の遵守事項を必ず守ること。使用に当たっては、本許可書を各施設事務室に提出してください。

使用者および施設内へ観覧等の目的で入場しようとする者は、次のそ

草津市立図書館管理規則等の一部を改正する規則

草津市立社会体育施設条例施行規則の一部改正（第5条関係）

新規則	旧規則	新旧対照表
<p>それぞれ該当する事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 許可を受けた目的以外に使用し、または使用の権利を転貸しないこと。</p> <p>(2) 体育施設内では、決められた場所以外に諸車を乗り入れないこと。</p> <p>(3) 許可された使用時間を厳守し、使用時間内で使用した場所の整理と清掃を行うこと。</p> <p>(4) 許可を受けずに、体育施設内で物品の販売、飲食物の提供または紙類、テープ等の貼付を行わないこと。</p> <p>(5) 騒音を発し、暴力を用いるなど他人に迷惑をおぼす行為をしないこと。</p> <p>(6) 所定の場所以外では、みだりに火気を使用しないようにし、火災予防に万全を期すこと。</p> <p>(7) 許可を受けた体育施設または備品以外のものを使用しないこと。</p> <p>(8) 常に体育施設内の秩序を維持し、清潔の保持に努めること。</p> <p>(9) 使用中、第三者に損害または損傷を加えた場合は、使用者が責任をとること。</p> <p>(10) 体育施設または備品等を損傷または破損したときは、原形に復し、またはその損害を賠償すること。</p> <p>(11) 使用備品については、整理整頓して元の場所に返すこと。</p> <p>(12) 体育館内は、すべて上ばきを使用し、アリーナおよびトレーニング室では、上ばき用運動シユーズを使用すること。</p> <p>(13) 競技の運営上支障をきたす行為をしないこと。</p> <p>(14) 危険物は、体育施設内に持ち込まないこと。</p> <p>(15) 熱中症予防等健康に関する施策に協力すること。</p> <p>(16) その他条例または条例に基づく規則もしくは教育委員会規則に違反しないこと。</p> <p>(報告等)</p>	<p>それぞれ該当する事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 許可を受けた目的以外に使用し、または使用の権利を転貸しないこと。</p> <p>(2) 体育施設内では、決められた場所以外に諸車を乗り入れないこと。</p> <p>(3) 許可された使用時間を厳守し、使用時間内で使用した場所の整理と清掃を行うこと。</p> <p>(4) 許可を受けずに、体育施設内で物品の販売、飲食物の提供または紙類、テープ等の貼付を行わないこと。</p> <p>(5) 騒音を発し、暴力を用いるなど他人に迷惑をおぼす行為をしないこと。</p> <p>(6) 所定の場所以外では、みだりに火気を使用しないようにし、火災予防に万全を期すこと。</p> <p>(7) 許可を受けた体育施設または備品以外のものを使用しないこと。</p> <p>(8) 常に体育施設内の秩序を維持し、清潔の保持に努めること。</p> <p>(9) 使用中、第三者に損害または損傷を加えた場合は、使用者が責任をとること。</p> <p>(10) 体育施設または備品等を損傷または破損したときは、原形に復し、またはその損害を賠償すること。</p> <p>(11) 使用備品については、整理整頓して元の場所に返すこと。</p> <p>(12) 体育館内は、すべて上ばきを使用し、アリーナおよびトレーニング室では、上ばき用運動シユーズを使用すること。</p> <p>(13) 競技の運営上支障をきたす行為をしないこと。</p> <p>(14) 危険物は、体育施設内に持ち込まないこと。</p> <p>(15) 熱中症予防等健康に関する施策に協力すること。</p> <p>(16) その他条例または条例に基づく規則もしくは教育委員会規則に違反しないこと。</p> <p>(報告等)</p>	<p>施設または付属施設を使用しようとする者は、使用前に必ず使用許可書を提示するものとする。</p> <p>施設または付属設備の使用が終了したときは、使用した施設または付属設備を現状に回復した後、終了の報告をするものとする。</p> <p>(使用時間)</p> <p>施設の使用時間の終期については、終了の報告を終えた時とする。</p>

草津市立図書館管理規則等の一部を改正する規則

草津市立社会体育施設条例施行規則の一部改正（第5条関係）

新規則 新旧対照表

新規則	旧規則
(使用許可の取消し等)	
次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができます。	
(1) 法令の規定に違反して使用しようとしたとき。 使用のための手続きに違反したとき。	
(2) 使用中において著しく秩序を乱す行為があつたとき。	
(3) 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があつたとき。	
(4) 災害その他公益上必要が生じたとき。	
(5) その他教育委員会が使用を不適当と認めるとき。	
(使用料の返還)	(使用料の返付)
原則として既納の使用料は返還しません。ただし、使用者が使用日に該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。	原則として既納の使用料は返付しません。ただし、使用者が使用日の2月前までにその使用を中止する旨の申し出を行つたときは、既納の使用料の7割に相当する額を、7日前までにその使用を中止する旨の申し出を行つたときは、既納の使用料の5割に相当する額を返付する。
(1) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき 草津市社会体育施設の管理上の都合により施設を使用できないとき	
(2) 草津市社会体育施設の管理上の都合により施設を使用できないとき	
(3) 体育施設の使用を許可された者（以下「使用者」という。）が、使用日の2月前の日の翌日から7日前までにその使用を中止する旨の申し出を行つた場合	
(4) 使用者が、使用日の2月前から8日前までにその使用を中止する旨の申し出を行つた場合	
(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に使用料を還付する必要があると認めた場合	
(損害賠償)	
(1) 使用者が、使用中に体育施設その他付帯設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは原状に回復し、またはそれによつて生じた損害について賠償していただきます。	
(2) 市は、条例第7条の規定による使用許可の取消し等によつて使用者が被つた損害について、賠償の責を負いません。	
(草津市教育委員会教育長が許可をする場合)	(草津市教育委員会教育長が許可をする場合)
この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して地方自治法および行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができます。	この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して地方自治法および行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができます。

草津市立図書館管理条例規則の一部を改正する規則

草津市立社会体育施設条例施行規則の一部改正（第5条関係）

新規則	旧規則
<p>また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月を経過するままでに、草津市を被告として、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、当該処分の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。）。なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。）。</p> <p>（指定管理者が許可をする場合）</p> <p>この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して地方自治法および行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月を経過するままでに、指定管理者を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、当該処分の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。）。</p> <p>なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。）。</p>	<p>また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月を経過するままでに、草津市を被告として、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、当該処分の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。）。なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。）。</p> <p>（指定管理者が許可をする場合）</p> <p>この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して地方自治法および行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月を経過するままでに、指定管理者を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、当該処分の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。）。</p> <p>なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。）。</p>

別記様式第3号～別記様式第4号 (略)

草津市立図書館管理規則等の一部を改正する規則
 (付則関係) 新旧対照表

新規則	新規則(案)	旧規則
付則 (施行期日)		
1 <u>この規則は、公布の日から施行する。</u> <u>(様式に関する経過措置)</u>		
2 <u>この規則の施行の際現にあるこの規則による関係規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。</u>		

議第63号

令和元年度における教育に関する事務および執行状況の点検および評価を行い、
その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出し、ならびに公表するにつ
き議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和2年9月30日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

令和元年度における教育に関する事務および執行状況の点検および評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出し、ならびに公表するにつき議決を求ることについて

令和元年度における教育に関する事務および執行状況の点検および評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出し、ならびに公表するにつき、本委員会の議決を求める。

記

教育委員会事務の点検および評価の報告書（評価対象：令和元年度）別紙のとおり